

## 「ポイ捨て及びふんの放置の防止」に関する実施計画

豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例（平成22年3月30日条例第16号）  
第7条の規定に基づき、実施計画を次の通り定める。

### 1. 啓発活動

- (1) 市広報誌及びHP・ごみ資源分別アプリ等による啓発
- (2) 看板等による啓発
- (3) ポイ捨て防止の啓発及びパトロールの実施
- (4) マイバックの普及促進
- (5) 「資源・ごみの分け方と出し方」について出前講座、分別説明会による市民への啓発

### 2. 実施活動

- (1) 「豊川清掃の日」による市内一斉の散乱ごみ回収清掃活動  
(春・秋年2回：町内会・事業所)
- (2) ごみのポイ捨て禁止、ごみの減量、リサイクルに関するポスター等の募集、優秀作品の展示